

軌道運賃料金割引等規則の一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

鉄軌道事業における運賃及び料金の割引を実施する場合の取扱いについては、鉄道事業においては、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条第3項の規定により、認可された上限の範囲内の旅客の運賃・料金であれば、種類及び割引率に関係なく事前届出により可能とされている一方で、軌道事業においては、軌道法（大正10年法律第76号）第11条第1項に基づく認可（ただし、軌道運賃料金割引等規則（昭和62年運輸省令第30号）で定められた種類及び割引率の範囲内の割引については事前届出で可能）を要することとされており、その取扱いは異なっているところです。

このため、軌道経営者の自主性の確保を図り、利用者利便の増進を図るという観点から、鉄道事業における取扱いを踏まえた所要の改正を行い、軌道事業の運賃及び料金の割引等に対する規制の緩和を検討しています。

2. 改正の概要

軌道運賃料金割引等規則第2条を改正し、現行制度において認可制であった以下のものについて事前届出制に改めます。

- (1) 障害者割引、学生割引等
- (2) 乗継割引
- (3) 割引率が二割を上回る回数乗車券・プリペイドカード等に係る割引
- (4) 割引率が五割を上回る企画切符等に係る割引

3. スケジュール（予定）

公布 平成19年3月下旬

施行 公布の日